

11) 法第 34 条第 14 号関係

申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

キ 既存集落内の自己用住宅

許可申請者が線引き前から所有している既存集落内の土地（相続により取得した土地を含む。）において建築するものであって、次の要件を満たすもの。

- (ア) 原則として、市街化区域内に他に適当な土地を所有していないこと。
- (イ) 現在居住している住宅について、狭小、借家等新たに住居を建築することがやむを得ないと認められること。
- (ウ) 申請者は線引き前から存する世帯に属している者であること。

ク 準公益施設

町内会、自治会等、地域住民による自治組織において管理運営される、地区集会所、公民館等の公益的な施設であって、次の要件を満たすもの。

- (ア) 自治組織において、適切に管理運営されるものであること。
- (イ) 建築について、町内会等が承認していること。
- (ウ) レジャー等公益目的以外の用途と併用されるものでないこと。

ケ 既存建築物の建替

従前の建築物の敷地の範囲内で行われ、原則として従前と同一の用途であり、かつ、規模、構造等が従前のものに比較して過大でないもの。

なお、建替後の延床面積の合計が従前の 2 倍以内で、用途、構造が同一であれば、許可を要しないものとして取扱う。